柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業
修正箇所一覧

第１回修正　令和６年（２０２４年）６月

柏崎市

修正箇所一覧

No	資料名	頁	項目						タイトル	修正前	修正後
1	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	17	第1章	第2節	3	(5)	イ		破砕処理後の寸法	(ｱ) 低速回転破砕機　３００㎜以下（重量割合で８５％以上）	(ｱ) 低速回転破砕機　４００㎜以下（重量割合で８５％以上）
2	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	64	第2章	第2節	4	(3)	イ		寸法	有効開口部高さ　［　　］m以上	有効開口部高さ　［６．０］m以上
3	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	68	第2章	第2節	6	(5)			特記事項	サ　ごみクレーン操作室の窓には、自動窓ガラス清掃装置の設置又は、歩廊を設置し手動で洗浄できる計画とすること。	サ　ごみクレーン操作室の窓には、自動窓ガラス清掃装置の設置又は、歩廊を設置し手動で洗浄できる計画とすること。なお、自動窓ガラス清掃装置を設置する場合については、故障時においても手動操作等により回収可能な機構とすること。
4	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	79	第2章	第4節	3	(5)			特記事項	－	エ　運用上、１台のボイラ給水ポンプの故障時にも２炉継続した運転が可能であると考えるのであれば、数量は３基／２炉（１基共通予備）としても良い。
5	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	88	第2章	第5節					排ガス処理設備	１　減温塔	１　減温塔（必要に応じて）
6	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	89	第2章	第5節	1				減温塔	(4) 噴射水槽（必要に応じて）	(4) 噴射水槽
7	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	127	第3章	第5節	1	(5)			特記事項	ス　磁選機で鉄類を選別した後の残さをアルミ選別機へ搬送するコンベヤには振動コンベヤを採用し、残さの層厚を均一化することにより、アルミ選別機によるアルミ回収率向上に努めること。	ス　磁選機で鉄類を選別した後の残さをアルミ選別機へ搬送するコンベヤには振動コンベヤ等を採用し、残さの層厚を均一化する等により、アルミ選別機によるアルミ回収率向上に努めること。
8	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	140	第4章	第3節	1				共通事項	現場操作盤、分電盤等の電気盤は全て冷却が可能な仕様とし、外気温度が４０℃を超える場合においても４０℃未満に保てる仕様とすること。	原則として、各種盤関係は、適切な温度環境となるように冷却等が可能な仕様とする。特に、炉室内に設置の現場制御盤類は、必要に応じて換気や冷却機能を組み込むこと。ただし、現場操作盤はこの限りではない。
9	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	149	第4章	第3節	10	(1)	オ		特記事項	(ｱ) 排気、排風及び給気設備は消音器付とし、事業実施区域境界における騒音基準値を遵守すること。	(ｱ) 排気、排風及び給気設備は消音器付とし、敷地境界における騒音基準値を遵守すること。
10	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	156	第4章	第4節	3	(3)			表４-６	－	注：回転雲台付のカメラは、ドーム型カメラを採用しても良い。
11	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	175	第5章	第2節	2	(1)	イ	(ｻ)	ごみクレーン操作室	ｃ　監視窓の洗浄を目的に、自動洗浄装置を設置すること。なお自動窓ガラス清掃装置については、故障時においても手動操作等により回収可能な機構とすること。	ｃ　監視窓の洗浄を目的に、自動窓ガラス清掃装置の設置又は、歩廊を設置し手動で洗浄できる計画とすること。なお、自動窓ガラス清掃装置を設置する場合は、故障時においても手動操作等により回収可能な機構とすること。
12	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	207	第6章	第1節	6	(4)			特記事項	－	ウ　仮設沈砂槽で一時貯留した河川水は、既存ごみ処理場使用区域に現存するろ過塔に接続すること。ろ過塔の位置は要求水準書添付資料－１「事業実施区域」、ろ過塔の詳細は要求水準書添付資料（追加）－２２「ろ過塔装置組立図」を参照のこと。
13	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	209	第6章	第2節	3	(3)			アスベストの含有測定	受注者は、本市が実施した事前アスベスト含有調査結果より管理区域を設定して解体撤去工事を行うこと。もし図面及び現地調査により含有が疑われる個所が発見された場合は、当該部位は見なしアスベストとして処理すること。その場合は事前に監督員に報告すること。	受注者は、本市が実施した事前アスベスト含有調査結果より管理区域を設定して解体撤去工事を行うこと。もし図面及び現地調査により含有が疑われる個所が発見された場合は、アスベスト含有測定を実施するか、見なしアスベストとして処理すること。その場合は事前に監督員に報告すること。
14	要求水準書 添付資料（追加）－22	－							ろ過塔装置組立図	－	追加